

ハラスメントの防止に関するガイドライン 2025

釧路孝仁会看護専門学校は、学生および職員が個人として尊重され、安心してそれぞれの能力を発揮できる学校環境を整えていくために、ハラスメントの防止と対策に取り組みます。

1. ガイドラインの位置づけ

本ガイドラインは、「釧路孝仁会看護専門学校ハラスメントの防止・対策に関する規程」としてハラスメントを防止するための指針として策定する。

2. ガイドラインの対象

- 1) ガイドラインは、本校の学生および職員を対象とする
- 2) ガイドラインは、本校の内外、授業、実習、課外活動、ボランティア活動の時間を問わず、ハラスメントのすべてを対象とする。

3. 学生および職員の責務

看護実践者の育成を目的とする教育機関である本校において、すべての嫌がらせや人権侵害の言動であるハラスメント行為は決して行ってはいけない。また、看護教育の場面では、学内の講義・演習・学外の実習場面において、指導する側、指導される側等、権威的關係性が生じやすいなど、ハラスメントが発生しやすい環境であることを認識する必要がある。

4. ハラスメントとは

学校環境において、行為者の意図に係わらず、性別、社会的立場、人権、国籍、信条、年齢、職業、身体的特徴等の属性あるいは広く人格に関わる事項等の言動等によって、相手方に不快感、困惑、身体的・精神的苦痛を生じさせ、あるいはその尊厳を損なうこと。相手の意に反する言動によって、相手の人格を傷つけ、人権を侵害し、学校の秩序を乱し、その円滑な活動を阻害することをいい、以下に掲げるものがある。

(1) セクシャルハラスメント

職員又は学生が他の者を不快にさせる学内における性的な言動、並びに職員又は学生が他の職員又は学生、もしくは関係者を不快にさせる学外における性的な言動をいう。実習中に相手から不必要な身体接触を受けること、同性間のセクシャルハラスメントや性に関する固定観念に基づく差別的言動も対象になる。

(2) アカデミックハラスメント

教育（講義、演習、臨地実習）の場における権力を濫用した嫌がらせや差別を指す。性別を問わず、学習活動、教育指導の際に、発言や行為などで相手に身体的・精神的な苦痛、または極度のダメージを与えること。

(3) パワーハラスメント

本人の意図に関わらず、就学職務上の立場を利用して優越的地位にある者がその地位又は職務上等の権限もしくは事実上の上下関係を不当に利用して、他の職員又は関係者に対して行う不適切で不当な言動をいう。優位的に適切な範囲を超えて、不利益な立場にある学生に対して、不適切な言動、指導、処遇を行い、学習活動において精神的・身体的苦痛を与える、または環境を悪化させる行為のこと。

(4) モラルハラスメント

職員又は学生が、職務上の地位又は権限、もしくは人間関係が背景に無くても、言葉や態度等により不当に職員又は学生もしくは関係者の心を傷つけたり追い詰めたりする精神的暴力のこと。

(5) その他のハラスメント

全各項のハラスメントには当たらないが、修学上、教育上あるいは学校生活における関係や、SNS を利用してなされる嫌がらせやいじめ行為により職員又は学生、もしくは関係者に身体的・精神的な苦痛を与えること。

5. 基本的な心構え

すべての学生、職員は、次の事項について、十分認識しなければならない。

(1) 言動に対する受け止め方には個人間や男女間、その人物の立場により差があり、ハラスメントになるか否かについては、相手の判断が重要であるため、次の点に注意する。

- ①親しさを表現するつもりと言動であったとしても、本人の意図とは関係なく相手を不愉快にさせてしまう場合がある。
- ②不快を感じるか否かは個人差がある。
- ③この程度のことは相手も許容するであろうという勝手な憶測はしない。
- ④相手との良好な人間関係ができていくという勝手な思い込みをしない。
- ⑤「どこまでなら許されるか」という低レベルで考えるのではなく、人間の尊厳を尊重した判断を心掛ける。

(2) 相手が拒否し、または嫌がっていることがわかった場合は、同じ言動を繰り返さない。

(3) ハラスメントを受けた者が、人間関係を考え、拒否することができないなど、相手に対していつも明確な意思表示ができないこともあるので、それを同意・合意と勘違いしてはならない。

(4) 誰でもハラスメントを受ける可能性があると同時に、ハラスメントを起こしうる可能性もある。

6. 防止対策

(1) あらゆる機会を通じてハラスメント防止のための啓発・広報活動を行う。

(2) ハラスメントが発生しないような学校環境をつくる。

(3) その他、ハラスメント防止のために必要な措置をとる。

7. ハラスメントを受けた場合

(1) ハラスメントを受けた場合には、被害を深刻にしないために次の事項について認識することが大切である。

- ①一人で我慢したり、受け流したり、無視しているだけでは必ずしも状況は改善されない。
- ②ハラスメントに対しては行動をためらわない。

(2) ハラスメントを受けた場合には次のような行動をとるよう努めることが重要である。

①嫌なことは、相手に対して明確に意思表示をすること。ハラスメントに対しては、毅然とした態度を取り、はっきりと自分の意思を相手に伝える。

②信頼できる人に相談すること。一人で悩まないで、信頼できる周囲の人に相談する。

そこで解決できない場合には、担任や話しやすい教員、スクールカウンセラー等に相談を持ち掛ける。その際、ハラスメントを受けた内容について、できる限り詳しく記録（いつ、誰が、何を、どのように）し、第三者がいる場合は証人になってもらうように承諾を得ておくことが望ましい。

8. ハラスメント相談について

(1) ハラスメントに関する相談や苦情は、担任や話しやすい教員、スクールカウンセラーが相談窓口となる。ハラスメントの相談は次のような者も含まれる。

- ①他の者がハラスメントもしくはその可能性のある状況を見て不快に感じる者からの申し出
- ②他の者からハラスメントをしている旨の報告を受けた者からの申し出
- ③他の者からハラスメントに関する相談等を受けた関係者からの相談

(2) 必要に応じ相談者の承諾を得たうえで、担当者は相互協力し、問題の解決に当たる。

(3) 学生が相談したり、苦情を申し出たりしたこと等を理由として、その学生が不利益な取り扱いを受けることはなく、また、相談、苦情などの対応にあたっては、プライバシーや名誉、その他人権を尊重して行う。

(4) 担任や話しやすい教員、スクールカウンセラー等への相談だけでは解決が困難な場合は、学校倫理委員会に申立する。学校倫理委員会は副学校長が窓口となる。相談者から申立があった場合は、学校倫理委員会において、相談者の意向を尊重しながら、匿名のまま相手にハラスメントの相談があったことを伝える（通知）、またはハラスメント相談者と相手の主張を公平な立場で調整する（調整）等して、状態の改善や解決を図る。

(5) 通知や相談でも解決が困難な場合においては、学校執行部会に報告し公平・公正な調査を実施する。また、法人のハラスメント苦情相談部門に申立し、適切な指導等を受ける。

9. 相談方法について

(1) 相談窓口に直接相談するとき

- ・相談希望者は、身近で一番相談しやすい相談者を指名の上相談する。
- ・相談時はプライバシーを確保できる場所で行う。

(2) メールから相談するとき

- ・メールから相談するときは、氏名（匿名可）とメールアドレスを記載の上、希望する相談員名を記載する。
- ・後日、希望した相談員が折り返し連絡をするので、相談希望日時を決める。
- ・メールによる相談の場合でも、相談内容によっては面談を勧める。

 メールアドレス：soudan@kojinkai.or.jp

(3) 手紙や電話で相談するとき

〒085-0062 釧路市愛国 191-212 釧路孝仁会看護専門学校 ☎0154-39-1230 (担当：副学校長)

10. 守秘義務について

ハラスメントに対する相談を受けた者、学校倫理委員会などハラスメントに関する相談または申立の各手続きに関与した者には、相談者及びその関係者のプライバシーを保護するための厳格な守秘義務が課せられる。これは、相談者・申立人、相談された者のみならず、第三者として調査に協力した者についても同様とする。実名や相談・申立の内容や知り得た情報について、その職務を離れた後であっても決して他へ漏らしてはいけない。

11. 再発防止と支援について

ハラスメントの行為があったと認定された後は、相手に対して、ハラスメントについて十分な理解を持ち、二度と同じことを繰り返さないように研修を課すなど、反省と気づきを促すための援助・指導を行う。

12. 虚偽の禁止と調査への協力について

ハラスメントに対する虚偽の申立や事実関係の調査において、虚偽の証言を行ってはいけない。これは、ハラスメントの申立人、相手、第三者として証言を求められた場合にも当てはまる。万が一、このような行為があった場合は、処分の対象となる場合もある。

また、ハラスメント事案の調査については、当事者である申立人や相手は、その調査を拒否することはできない。第三者として協力を求められた場合は、事実の確認と問題の解決のためにできるだけ協力すること。

※ 調査に関係する者には、厳しい守秘義務を課しており、証言することで、プライバシーの侵害や不利益を被るようなことはありません。さらに、相談者や申立人に対しては、安心して学習や就労等が継続できる環境を整える等の支援を行います。

13. 防止義務

すべての学生や職員は、ハラスメントのない快適な環境のもとで、講義や実習、課外活動、就労に取り組むことができるよう、記載してある事項に留意し、ハラスメントの防止に取り組まなければならない。なお、発生した際、相手の言動が意図的または悪意によるものと判断された場合は、処分を含め厳正に対処する。

さらに、相談者・申立人に対して嫌がらせや報復等不利益な行為をした場合にも処分を含め、厳正に対処する。

14. メンタルヘルス相談室について

すべての学生や教職員は、公認心理師によるメンタルヘルス相談を受けることができる。

※ メンタルヘルス相談室のお知らせに従って利用してください。